附則（平成 24 年 7 月 19 日）

１　この基準は、平成 24 年 7 月 19 日より施行する。

２　この基準の施行により平成 17 年 4 月 1 日に策定された姫路市危険物審査基準は廃止する。

附則（令和４年４月１日）

１　この基準は、令和４年４月１日より施行する。

２　この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

附則（令和５年１月１日）

１　この基準は、令和５年１月１日より施行する。

２　この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

附則（令和６年４月１日）

１　この基準は、令和６年４月１日より施行する。

２　この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

ただし、下記⑴から⑶に掲げるものについて、下記に定める日以降に申請又は届出されたものは、改正後の基準を適用する。

⑴　第２章第２節５⑼コ(ｳ)から(ｵ)及び第 10 節 14⑵カ(ｱ)　　令和５年９月１９日

⑵　第２章第３節 19 及び第２章第 10 節４⑿・⒅　　令和５年 12 月７日

⑶　第１章第６節⒇・(21)及び第２章第 10 節１・４⒇ク　　令和５年 12 月 27 日

附則（令和８年３月１０日）

１　この基準は、令和８年４月１日より施行する。

２　この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

ただし、第１章第８節２に関しては、この基準施行時にすでに設置されている施設等又は設置に伴いすでに着工している施設等で、施行時に届出が提出されておらず基準が適用されていない施設等については、その後の変更内容も含めて従前の例による。

附則（令和８年１０月２２日）

１　この基準は、令和８年１１月１日より施行する。

２　この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行

前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。